

< 国内情勢 >

『アイヌ新法が開く亡国への道』

安倍内閣が推進する悪法の正体

藤井 巖 喜 (国際政治学者)

現在、安倍政権は、通称「**アイヌ新法**」という新しい法案を国会通過させようとしている。内閣提出の法案であり、これが成立する可能性は極めて高い。しかしこの「**アイヌ新法**」なるものは日本国民を分断し、日本文化を破壊する極めて危険な法律なのである。「**アイヌ新法**」の根幹にある思想は、日本にアイヌという単一民族が存在し、これが所謂「**先住民族**」であったという虚構である。そして日本民族（もしくは「**和人**」）がこの先住民族を弾圧し、日本列島を侵略して今日の日本が成立しているという、とんでもない歴史観なのである。そして所謂アイヌを先住民族として認め、その権利を全面的に回復させようというのが、この「**アイヌ新法**」の骨子である。

結論から言えば、実は日本には「**単一のアイヌ民族**」などという先住民族は存在しなかった。所謂「**アイヌ**」と呼ばれる人々の問題は、アメリカ合衆国のネイティブ・アメリカンの問題や、オーストラリアのアボリジニの問題とは全く異質なのである。

◇ ◇ **突然、決まった「アイヌ大臣」** ◇ ◇

2018年12月末、テレビニュースで耳を疑う内容の情報が伝えられた。

閣議で新たな大臣ポストとして「**アイヌ担当大臣**」が設けられ石井啓一国土交通大臣（公明党）が、そのポストに指名されたというのである。

このニュースは北海道では伝えられたが、それ以外では全くと言ってよいほど報道されていない。更に驚いた事に、これに連動するように12月14日、「**先住民族アイヌの声実現！実行委員会**」が、内閣官房アイヌ総合制作室を訪れ、「**国の反省と謝罪文の要求**」と12項目に及ぶ要望が出された。

その内の9つを紹介しよう。

- 1) 従来のアイヌ政策でアイヌの権利や文化が打撃を受けたことへの国の反省と謝罪
- 2) アイヌ民族議会による自決権の確立
- 3) 新設の交付金制度はアイヌが幅広い目的で主体的に使えるようにせよ
- 4) アイヌ文化振興に向けて、漁労・狩猟・採集を認め、登録制による鮭漁の解禁せよ
- 5) 捕鯨の権利確立
- 6) 自然条件に恵まれた土地の返還
- 7) アイヌ商品開発事業の商標登録について登録料の軽減又は免除
- 8) 国有林でアイヌ工芸品の製造等に利用する林業物を採取する権利取得
- 9) 何人ともアイヌに対してアイヌであることを理由として差別すること、その他の権利を侵害する行為をしてはならない。

これはとてもまともとは言えない政策要求である。今国会で法案が審議されるだろうが、こんなバカげた政策要求が為されること自体が異様である。

過去の「先住民決議」同様、新法は何の審議もされず国会を通過する可能性が高く非常に危険である。日本は、「南京大虐殺」「慰安婦問題」「徴用工問題」と様々な外的圧力を受け続け対応に苦慮し続けてきたが、所謂アイヌ系の団体は、これらの中朝韓の人々と共に日本から虐げられてきた同じ境遇にあるとして、長年に渡り密接な共闘関係を構築してきた。

オリンピックが開催される2020年、白老にアイヌ文化情報の拠点として「民族共生象徴空間（ウポポイ）」がオープンする予定である。

<https://ainu-upopoy.jp/>

ところがこの「民族共生象徴空間（ウポポイ）」はチャイナの南京記念館や韓国の慰安婦記念館と連動することが計画されている。

要するに日本人は、所謂アイヌやチャイナや朝鮮を侵略した悪い民族であり、その植民地主義的な侵略政策を謝罪し補償しなければならない…という政策が実行されようとしているのである。それに合法性と正統性を与えてしまうのが、このアイヌ新法なる悪法である。

日本は慰安婦問題や南京問題で、日本は歴史捏造による非難を受け続けてきた。そして政府がそれに反論しない為に、日本国民は冤罪による屈辱に耐え忍んできた。ところが「アイヌ新法」が成立すれば、それは更なる国際情報戦における日本の大敗北を意味する。歴史捏造による日本批判に日本政府自身が法的な正統性を与えてしまうことになるのだ。

日本国民が犯してもいない罪で未来永劫断罪され続け、更に日本国民がアイヌと自称する人々から永遠に無制限に搾取され続けることになる。

そしてこの問題を推進する人々が明言するように、これは慰安婦問題や南京問題にも連動している。つまり慰安婦問題や南京問題にも正当な根拠を与えてしまうことになるのだ。

◇ ◇ アイヌ民族という虚構 ◇ ◇

そもそもアイヌ民族という単一の先住民族は存在しない。だから「アイヌ」の定義も存在しない。日本の先住民族は日本人である。所謂「アイヌ」は複数存在した北方の部族の総称に過ぎない。所謂「アイヌ文化」は、日本文化の中の1地方文化に過ぎないのだ。

「アイヌ」と呼ばれる人々は、数世紀前から所謂「和人」と混血し、又、「和人」と交易を繰り返してきた。つまり純粋なアイヌ民族やアイヌ文化などというものはそもそも存在しないのである。典型的なのが、アイヌの自然崇拜の祭りやカムイという言葉それ自体である。カムイという言葉は、日本語の「神」のなまったものであり、そこに神道の影響力が露骨に表れている。又、「アイヌ」の宗教的祭祀と言われるもの自体が、神道の祭祀の強い影響力を受けて成立したものである。

単純に言えば「物まね」と言ってもよい。アイヌの文化と言え、その独特の模様や刺繍が取り上げられることが多い。しかしアイヌと呼ばれた部族の人々は「針」を自前で作る事ができないので、「針」は和人との交易で手に入れることが出来る貴重な道具であった。これをもって刺繍を行なったのであるから、全くのオリジナルのアイヌ文化というものではないのだ。

北海道の土産といえば、木彫りの熊が有名である。我々はこれを何となくアイヌの伝統工芸…あるいは民芸品と思いがちだが、これも全くの誤解である。木彫りの熊はそもそもアイヌの工芸品でも何でもない。木彫りの熊の原点は、徳川義親公である。「尾張徳川家19代目のお殿様」である。

北海道の八雲町に尾張徳川家の人たちが入植し、開拓にいそしんでいた。冬は雪に閉じ込められてしまい、労働に従事することは出来ない。この冬の農閑期の内職に義親公が勧めたのが、彼がスイスで発見した熊の木彫り人形であった。スイスでも冬季の農閑期に農民が内職として熊の木彫りを工芸品として作っていたのである。そこで同じようなことをしてはどうかと、義親公が入植者に勧めたというのだ。

これが定着し技術的にもレベルアップして、今日のお土産品の木彫りの熊になっている。途中から「アイヌ」と呼ばれる人々も、この制作に従事したのは事実だが木彫りの熊自体、元来のアイヌの工芸品では全くないのだ。ことほど左様に、アイヌ民族という幻想が先行している。

実体としての「純粋なアイヌ民族」などは存在していなかったし、今も存在していない。かつて存在した北方の少数民族は、和人と混合し混血し今や一般の日本人の一部となっている。

ところが、1979年にアイヌ文化振興法なる悪法が成立し、これが所謂「アイヌ」と呼ばれる人々にとんでもない特権を付与することになってしまった。住宅購入資金や修学資金がばら撒かれ、それが特殊利権の巢窟となってしまったのだ。北海道新聞によれば、アイヌ民族就学資金の貸付で、2007年までに21億円が一方的に返還免除となっている。21億円の返還が免除されたが、何と返還中の人間はたった1人と報告されている。大学卒業率は1桁台だという。

要するに21億円は、全くの掴み金として闇に消えてしまったのだ。このような垂れ流しの利権化してしまったのが「アイヌ利権」というものなのである。そこに他の特殊権益団体が目をつけないわけがない。南北朝鮮関係団体が連動してきているし、何とアイヌ関連の団体には、北朝鮮のチュチェ思想の勉強会に参加するものまで出てきている。北朝鮮側もこれを利用しようとしている。

中国共産党は、単に北海道の土地を買い占めているだけではない。昨年、訪日した李克強首相はアイヌ協会の幹部と接触しており、何事かの秘密協議を行なっている。「アイヌ新法」が成立すれば恐らく日本国内にアイヌ自治区のようなものが設立され、そこが治外法権となるのであろう。

そのような治外法権地域に恐らく大量のチェーンズを送り込もうというのが、中国共産党の思惑ではないだろうか。外国からの間接侵略に道を拓くのが、アイヌ新法なのである。

「アイヌ新法」は本来、平等である日本国民の中に、差別と特権階級を生み出すものであり、現行憲法の法の下での平等の原則にも違反している。

明らかに憲法違反の悪法である。何としても阻止しなければならない。■